**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍北海道札幌市中央区北四条西五丁目一番地、最後の住所札幌市南区澄川四条一二丁目三番一三号　被相続人　亡　吉川　伸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十七日

札幌市中央区北一条西七丁目三番地おおわだビル四階札幌フロンティア法律事務所

相続財産管理人　弁護士　清平　温子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍埼玉県入間市扇町屋四丁目四番、最後の住所埼玉県入間市扇町屋四丁目四番一号Ａ―五〇七　被相続人　亡　大津英二郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十七日

埼玉県鶴ヶ島市五味ヶ谷一一―八　Ｋビル二階　相続財産管理人　田中　一郎

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都板橋区大谷口北町二〇番、最後の住所東京都板橋区双葉町一五番一三号アシュレ双葉町二〇八　被相続人　亡　小林　貴樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十七日

東京都千代田区麹町二―二一―一グレンパーク半蔵門五〇一菅野綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　菅野　光明

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍茨城県土浦市真鍋三丁目一七四九番地、最後の住所東京都中野区沼袋四丁目九番一六号天谷方　被相続人　亡　塚本　徹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十七日

事務所東京都千代田区六番町一五番二号鳳翔ビル三階Ａみつば総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　布目　隆一

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都江東区亀戸六丁目五九番地七、最後の住所東京都江東区亀戸四丁目四九番一四―六〇三号　被相続人　亡　吉田　宜子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十七日

東京都中央区銀座一丁目九番五号池田ビル四階野澤渉法律事務所

相続財産管理人　弁護士　野澤　渉

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都狛江市岩戸北一丁目一番、最後の住所東京都狛江市岩戸北一丁目一番一―八〇二号　被相続人　亡　田島　信英

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十七日

事務所東京都港区虎ノ門四―一―一〇青木ビル七階清宮・生山法律事務所

相続財産管理人　弁護士　生山　龍子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍千葉県成田市宝田一三〇〇番地、最後の住所東京都足立区鹿浜七丁目二二番一六―四一〇号　被相続人　亡　小川佳代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十七日

東京都港区北青山三丁目一二番七号秋月ビル四〇七浅倉隆顕法律事務所

相続財産管理人　弁護士　浅倉　隆顕

平成二十七年三月十七日

事務所東京都千代田区六番町一五番二号鳳翔ビル三階Ａみつば総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　布目　隆一

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都江東区亀戸六丁目五九番地七、最後の住所東京都江東区亀戸四丁目四九番一四―六〇三号　被相続人　亡　吉田　宜子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十七日

東京都中央区銀座一丁目九番五号池田ビル四階野澤渉法律事務所

相続財産管理人　弁護士　野澤　渉

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都狛江市岩戸北一丁目一番、最後の住所東京都狛江市岩戸北一丁目一番一―八〇二号　被相続人　亡　田島　信英

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十七日

事務所東京都港区虎ノ門四―一―一〇青木ビル七階清宮・生山法律事務所

相続財産管理人　弁護士　生山　龍子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍千葉県成田市宝田一三〇〇番地、最後の住所東京都足立区鹿浜七丁目二二番一六―四一〇号　被相続人　亡　小川佳代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十七日

東京都港区北青山三丁目一二番七号秋月ビル四〇七浅倉隆顕法律事務所

相続財産管理人　弁護士　浅倉　隆顕

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都江東区亀戸九丁目二三番、最後の住所東京都中央区日本橋馬喰町一丁目四番一四―一二〇一号　被相続人　亡　川田　規人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十七日

東京都港区西新橋一丁目二〇番三号虎ノ門法曹ビル二〇四号室東京フィールド法律事務所　相続財産管理人弁護士　京野　哲也

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍福島県白河市天神町八八番地、最後の住所東京都港区赤坂六丁目六番一四号サン・サン赤坂　被相続人　亡　澁木　幹生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十七日

東京都新宿区新宿二―一―七井門新宿御苑ビル二階九段法律事務所

相続財産管理人　弁護士　五十嵐康之

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都足立区柳原二丁目四六番地三、最後の住所東京都足立区柳原二丁目四六番四号　被相続人　亡　藤井　禮子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十七日

東京都港区西新橋一―二〇―三虎ノ門法曹ビル二〇四号室東京フィールド法律事務所

相続財産管理人　弁護士　長田　敦

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都武蔵野市吉祥寺東町二丁目五〇一番地、最後の住所東京都新宿区西新宿七丁目一九番二〇号ハイネス新宿二号館四〇一　被相続人　亡　白石　照子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十七日

東京都台東区元浅草二丁目六番四号上野三生ビル六階畑・芳仲法律事務所

相続財産管理人　弁護士　芳仲美惠子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都福生市加美平三丁目二三番地一六、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　古屋　勝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十七日

事務所東京都武蔵野市吉祥寺本町一―三七―七テミスビル一階

相続財産管理人　弁護士　髙木　敦子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都三鷹市中原一丁目六番、最後の住所東京都稲城市矢野口三二九四番地　被相続人　亡　中畑　貞子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十七日

事務所東京都調布市小島町二丁目四五番地二二ワイズビル三〇一調布くすのき法律事務所

相続財産管理人　弁護士　狩集　英昭

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍神奈川県愛甲郡愛川町中津三四〇七番地二、最後の住所神奈川県愛甲郡愛川町中津三四〇七番地の二　被相続人　亡　佐藤　勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十七日

川崎市高津区溝口二―三―一〇　内田ビル三階弁護士法人アリスト溝の口法律事務所

相続財産管理人　弁護士　岡崎　真大